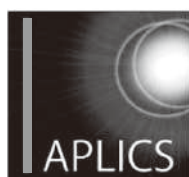


新PL研究 5号

The Journal of New Product Liability
No.5 2020

わが国の製品の安全に関する法律体系と製造物責任法
The relationship between The product safety regulations system and
The Product Liability Law in Japan

大羽 宏一
Yoshiaki Watanabe



一般社団法人 PL研究学会

Association for Product Liability & Consumer Safety Studies
Since April 1st.2015

aplics.org

わが国の製品の安全に関する法律体系と製造物責任法

大羽 宏一¹

概要: わが国の製造物責任法は 1994 年に制定されてから本年で 25 年を迎えることとなった。この法律は被害者救済に役立つものということができるが、同時期に製品の安全に関する規制強化の様々な法律が規定されている。本稿では、製品の安全についての法律体系はどうあるべきかを研究している。さらに、製造物責任リスクを対象とする賠償責任保険約款のあり方や製品リコールの有効なあり方について継続して研究を進め、次号以降発表して行くこととしたい。

キーワード: 安全の確保、製造物責任法、消費者基本法、消費者庁、安全規制

The relationship between The product safety regulations system and The Product Liability Law in Japan

Hirokazu Oba

Abstract: The Product Liability Law of Japan has reached 25 years since it was enacted in 1994. This law is useful for innocent victims' relief and at the same time, various laws for tightening regulations on product safety were enacted. In this article, I would like to study what a legal system for product safety should be. Furthermore, I would like to study to continue my research on what the liability insurance policy should be for product liability risks and how effective product recall should be, and I will make a presentation in the next issue.

keywords: Ensuring safety, Product Liability Law, Basic Act on Consumer Policies, Consumer Affairs Agency, Safety regulation

2020 年 6 月 17 日採択

¹大分大学名誉教授、尚絅大学名誉教授、(一社) PL 研究会会長

1 はじめに

製造物責任法は1994年6月に国会を通過し、周知期間を経て翌年の7月から施行されている。この法律は製品事故における被害者救済に資するために、従来からの民法709条の損害賠償の責任要件の「過失」を改めたものであった。そして「欠陥」(通常有すべき安全性を欠いていること)を責任要件としたことで、消費者などの被害者にとっては、事業者に損害賠償を請求する際に立証負担が少なくなり、大きく役立ったといえる。その一方事業者にとっても製造した製品について安全性を欠いていた場合、責任を負わなければならないということが明確になったことで、行動規範が定まったともいえることができるだろう。

現在の製造物責任法による訴訟件数は、この法案を審議していた時点で予想していたよりは遥かに少ないと考えられ、その意味で製品の安全に資するものになっているかの疑問があるところであるが、ここでは製造物責任法の制定前後の製品の安全に関する法律体系の整備状況などを確認し、製品の安全はどうあるべきかを研究して行きたい。

2 わが国の被害者事故とそれに対する法律体系の整備

(1) 経済成長期における消費者事故の増加

戦後わが国はいち早く経済復興を成し遂げ、1956年(昭和31年)には経済白書は「もはや戦後ではない」と明言していたが、この頃わが国の事業者は大量生産体制を確立したことで、大量な製品が市場に供給されることとなった。一方、製品の安全に関する意識は事業者に少なく、このため一旦消費者事故が発生した場合は多数の消費者が被害を受けることとなった。経済成長とのトレードオフの関係で、様々な消費者事故が発生することとなったのは事実であった。

当時の主な消費者事故は図1の通りである。

《図1》多数の被害者を出した主な消費者事故

発生年	事件名	事件の概要
1955	ヒ素入りドライミルク事件	ヒ素入りドライミルクによる中毒で、多数の乳児に被害者(患者数約1万2千名、死者131名)が発生した事件
1960	サリドマイド事件	サリドマイド製剤を妊娠初期に服用した母親から先天性の障がい児(認定患者309名)が生まれた事件
1962	クロロキン事件	腎炎治療薬クロロキン製剤を服用した患者が副作用により網膜症に罹患した事件
1963	スモン病 ² 事件	整腸剤として販売されていたキノホルムが原因で、歩行困難や視力障がいの被害者が多数発生した事件
1968	カネミ油症事件	米ぬか油の中に化学物質PCBが混入し、西日本中心に多数の被害者(認定患者1,875名)が発生した事件

つまり経済成長を急ぐあまり、消費者側の安全の確保をないがしろにしたということであった。特に消費者の人命に直接にかかわる医薬品や食品の事故の多発は、社会的に様々な問題を呼ぶこととなった。そのため1970年台になり、安全に関する法整備につながったといえることができる。

他方、この時代にはアメリカ合衆国においてケネディ大統領が1962年に「消費者の4つの権利」を宣言しているが、この4つとは、安全である権利、知らされる権利、選択できる権利、意見を反映させる権利である。これを契機にして、この後アメリカ合衆国での事業者の責任が厳格化され始め、またこれが消費者運動にも大きな力添えとなり、結果として事業者に対するPL訴訟が著増する状況となって行った³。

(2) 消費者の安全の確保に関する法整備

このような情勢の下で、わが国では1973年には消費者の安全を確保するために、消費生活用製品安全法、有害物質を含有する家庭用品の規制に

² Subacute myelo-optico neuropathy (亜急性視神経脊髄末梢神経炎)の頭文字をつなげたものが病名となっている。

³ 大羽宏一『米国の製造物責任と懲罰賠償』日本経済新聞社、p13~14、1984年。

関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、の3つの法律が制定されることとなった。消費者に対する安全の確保を目的とする法律の整備がなされ始めた時期といえよう。

○消費生活用製品安全法

この法律は、食品、医薬品、自動車など、他の法律で規制されていない消費生活用製品による消費者に対する危害の防止を目的とするものである。1973年に制定され、その後数次の改定を経ている。現在の法律は、特定製品の製造や販売を規制するとともに、併せて製品事故に関する情報の収集と提供等の措置を講じ、また特定保守製品について適切な保守を促進し、消費者の利益を保護することを目的としている。概要は下記である。

- ① PSCマーク制度・・・消費者に対し特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を特定製品として定め技術上の基準に適合していることの表示(PSCマーク)を付したものでなければ販売することができない。この特定製品には、特別特定製品(乳幼児用ベッド、レーザー装置、浴槽用温水循環器、ライター)とそれ以外の特定製品(家庭用の圧力なべ、乗用車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給油機、石油風呂かま、石油ストーブ)がある。
- ② 製品事故情報報告・公表制度・・・消費者の生命や身体に対する危害が発生した事故や発生するおそれのあるものを製品事故とし、このうち重大製品事故(死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故や火災等)が発生した場合は、事業者は事故発生を知った時から10日以内にその製品の名称、型式、事故の内容、販売した数量などに関し主務大臣に報告することが求められる。
- ③ 長期使用製品安全点検・表示制度・・・消費生活用製品のうち、長期の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、消費者に対し重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で、その適切な保守を促進することが適当なものを、特定保守製品(屋内式ガス瞬間湯沸器、石油給湯器など)

として定め、製品に設計標準使用期間、点検期間等を明示し、点検等の保守を行うことが義務付けられた。同時に、経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、事故件数の多い製品(扇風機、エアコン、洗濯機等)に関しては、標準使用期間と経年劣化についての注意喚起の表示が義務化されている。

○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

この法律は、家庭用品について有害物質を含有する化学物質による健康被害の未然防止のために必要な規制を行うことが目的である。その後対象となる有害物質は追加されており、現在では有害物質は、ホルムアルデヒド、ディルドリン、有機水銀化合物、トリクロロエチレンなど21物質となっている。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

この法律は、化学物質の有する性状のうち分解性、蓄積性、人への長期毒性または動植物への毒性といった性状や環境中での残留状況に関し、事前審査と事後の継続的な管理により規制し、環境汚染を防止することを目的とするものである。

3、その後の消費者に関する法律体系の整備と製造物責任法の制定

(1) 消費者保護基本法から消費者基本法への改正

すべての消費者は幸福を求め、また文化的に人間らしく生きる権利があり、これは憲法においても幸福追求権(憲法13条)、生存権(憲法25条)など基本的人権として明記されている。しかしながら、消費者の権利として憲法上に明文化されてはいない。これについては労働者の権利として認められている労働基本権(憲法27条、28条)とは大きく異なるところといえよう。そのため新しい基本的人権として「消費者の権利」も憲法上に明確化すべきであるという指摘もなされている⁴。

そこで消費者の立場からの消費者のための基

⁴ 村千鶴子「消費者法の現在・過去・未来」『テキストブッ

ク消費者法』日本評論社、p26~27、2006。

本法として、1968年に消費者保護基本法が制定された。前述したように、この頃は多くの被害者が発生した消費者事故が多発したことから、消費者を保護すべきという社会的な風潮が増した時期であった。そのような時代的な背景からこの法律は、法律名からも明らかなように「消費者を保護」すべきことを目的としていた。消費者を権利の主体として位置づけていないことで消費者中心の法律整備は進められにくいという難点があったのは事実だろう。

そこで消費者の権利を明確にするため、2004年に消費者保護基本法を全面的に改め、消費者基本法が成立した。これに関しては国民生活審議会消費者政策部会で論議されたが、これの報告書⁵を基礎にこの法律改正がなされている。この法律の骨子は次の通りである。

- ① 消費者を自己の利益の確保のため能動的に行動する自立した主体と位置付けた（保護すべき客体ではなくなったことが注目に値する）。
- ② 基本的に市場メカニズムを活用し、事業者に対する規制は、事前承認型から事後チェック型へと変更すべきとした。
- ③ 事業者へは情報公開を進めると同時にコンプライアンス経営を行うことを求めた。

そしてこの消費者基本法の第2条には基本理念として、消費者の安全が確保されること、商品やサービスについて選択の機会が確保されること、必要な情報や教育の機会が提供されること、消費者の意見が政策に反映されること、消費者に被害が生じた場合は適切・迅速に救済されること、が規定され、これを消費者の権利であると明記している。1962年のケネディ大統領の宣言から遅れること40年以上を経て、ようやく消費者の権利を明確にしたという点において画期的な出来事である。

⁵ 内閣府国民生活局編『21世紀型の消費者政策の在り方について』2003年7月30日。

⁶ 東京スモン病事件では「製薬会社は安全性を確保するための知識、情報などを独占的に保有しているのに比べ、服用者にはこのような能力はない。利潤追及を目的とした結果発生した本件では生産・販売体制自体に重大な瑕疵があったというべきで、過失の立証がない場合にも損害賠償は免

あり、これで消費者としては新たな一步を踏み出したといえよう。

(2) 製造物責任法の制定

図1に示したもののうち、ヒ素入りドライミルク事件は発生時点では訴訟にはなっていない。この理由は、当時、この問題を判定した五人委員会の一人であった加藤一郎（当時東京大学法学部助教授）は「訴訟によって解決を求めることは費用と時間を要し被害者は十分な救済を受けえない。また過失責任の下ではメーカーの損害賠償が肯定されると決まっているわけではない」と明言している。結果としてメーカーには「道義上の責任」があるとして和解金を支払うことで結着したが、法律上の責任は無かったということになってしまった。

一方、スモン病事件やカネミ油症事件は裁判により損害賠償が争われている。この訴訟の中では、同時期に発生した公害訴訟での判決の趣旨を汲み、過失と因果関係の認定に関し、被害者救済の立場から事業者に厳しい判断を行っている⁶。しかしながら民法第709条の拡大的な解釈（過失や因果関係の推定）では限界があるのは明確で、また裁判官による法律の解釈では事業者側の行動規範にはなり得ないということで、これが指摘されていたところであった。

この時期には、ヨーロッパでも多くの消費者事故が発生⁷しており、合理的な被害者救済策について様々な論議があった。同時にEC（現在のEU）統合に向けて、加盟各国で域内経済の活性化策としての共通の損害賠償法を策定すべきとの意見があり、1985年にECの閣僚理事会が統一的な製造物責任法の制定を求める指令を加盟各国に発信している。

このような国際的な情勢も受けて、1994年にEC指令とほぼ類似の製造物責任法（以下本法という）がわが国で制定されたといえるだろう。本法は、一言でいうと、従来の不法行為法（民法709

れない」（東京地裁昭和53年8月判決、判例時報899号48頁）としている。

⁷ 例えば、サリドマイド事件は、西ドイツのグリュネンター社が1957年に開発した妊婦用の鎮静・睡眠薬でヨーロッパ内において多く服用されていたことから1万名以上の被害者が発生している。また、1974年にパリで墜落したトルコ航空はドアパネルの欠陥が原因とされているが300名以上が犠牲になっている。

条)の責任要件を改めたことであった。具体的には、責任要件を製造業者の「故意・過失」から製品の「欠陥」(通常有すべき安全性を欠いていること)に転換したということである。責任要件を故意・過失としないことから、無過失責任の法理ともいえよう。

製造業者に対し、厳しい欠陥責任を理論的な根拠は次の3点であるといわれている⁸。第一は危険責任の考え方である。欠陥を有する製品を市場に置いた製造業者は責任を追うべきであるとするものであり、また製造業者は製品を熟知していることから事故の発生を防止することが出来る当事者である考えられるからである。第二は報償責任の考え方である。製造業者は製品を市場に供給し、それを販売していることにより利益を上げていることから、製品によって被害があった場合は責任を負うべきとの考えである。第三は信頼責任の考え方である。製造業者は市場で販売する際に、自らの商標を表示しており、消費者などに対し一定の信頼を与えていると思われる。この信頼に反して被害があった場合は責任を負うべきとの考えである。

本法は1995年に施行されており本年で25年を迎えているが、種々の論議がありながらも現在まで主要点の修正はなされていない(民法の債権法の改正に伴い、第5条が修正され消滅時効となったことを除く⁹)。

種々の修正提案がありながら、その主要点の修正が俎上に上っていないこと理由は、この25年間に、後述するこんにやくゼリー事件やガス瞬間湯沸器一酸化炭素中毒事件などを除けば、社会の耳目を集める製造物責任事案が少なく、また法律の解釈に疑義が生ずる事案もなかったからであるともいえるだろう。さらに本法案検討段階で危惧していたような裁判件数¹⁰が大幅に増加し、裁判所が混乱するという事態も招かなかつたと考えられるだろう。

そのため喫緊の課題となるような法律の修正

は検討されていない。ここでは、従来から公表されているいくつかの修正提案を纏めて記述することとしたい。本法に関し、より良い修正のために今後の論議を俟ちたいと考えている。

- ① 対象となる被害者を消費者に限定するべきである。
本法は第1条において、被害者を消費者に限っていないことから、被害者は自然人のみならず法人をも含むことになる。これに関しては制定当初から問題指摘¹¹があったところであった。元々、本法については消費者の被害を対象として法案審議されていた経緯もあり、また先行するEC指令の第9条が損害として「個人的な使用または消費」に限定していることもあり指摘されていると思われる。
- ② 「製造物」はより拡大をするべきである。
本法第2条第1項において、製造物とは「製造又は加工された動産」と明記している。このため動産に加え、不動産をも含めるべきであるとの意見がある¹²。
次に動産とは民法において有体物をいうと規定されていることから、ソフトウェア、電気などは無体物として製造物ではないとされている。現在ではソフトウェアは市場において多く流通していることから、これを本法の対象とすべきとの意見がある¹³。
- ③ 開発危険の抗弁の削除をするべきである。
本法の第4条第1号の開発危険の抗弁に関しては、化粧品や食品などの訴訟で被告側から濫用主張がされ、訴訟の長期化を招く要因になっていることから、削除すべきであるとの意見がある¹⁴。
- ④ 欠陥や因果関係の推定規定を新設すべきで

⁸ 山本庸幸『注釈製造物責任法』ぎょうせい、9～10、1994年。

⁹ 民法改正整備法による改正。2020年4月1日から施行。

¹⁰ 平成27年の時点でわが国の裁判例を分析した書籍(伊藤崇『製造物責任における欠陥の主張立証の実務』民事法研究会、平成27年)によると、343件の裁判が確認されているが、本法制定時に予想されていた件数には至っていない。

¹¹ 加藤雅信『製造物責任法総覧』商事法務研究会、p13～19、平成6年。

¹² 前掲加藤雅信、p19～20。

¹³ 大羽宏一「自動運転を巡る産業界の動向と今後の社会のあり方」損害保険研究79巻1号、p129～130、2017年。

¹⁴ PLオンブズ会議資料「PLオンブズ会議改正案」2015年7月1日。

ある。
本法は製造物の欠陥を責任要件としていることから、原告側の挙証責任は以前に比べると大幅に軽減されたように判断することができる。しかし、実際の訴訟実務の中では、欠陥や因果関係について十分な立証が難しいとされている。そのため原告側弁護士からは証拠保全や文書提出命令の要件が厳格なため立証に必要な資料を入手するのは困難である¹⁵との実態があるため、本法に推定規定を新たに置くべきであるとする意見がある¹⁶。

⑤ 制裁的慰謝料または付加的慰謝料を新設すべきである。

本法第6条により被害者への損害賠償については、民法の規定によることが明らかである。しかしながら、リコール隠しとして社会的な問題となったトレーラータイヤ直撃死亡事件の場合、社外弁護士が行った調査報告書では「リコールを軽視、回避する企業文化が醸成されていた」と断定している。このような故意とも思われる企業の行動を抑制し、リコール隠しなどによる事故を未然に防止するためにも、アメリカ合衆国の多くの州で認められている懲罰的損害賠償金と類似の制裁的慰謝料（または付加的慰謝料）を新設すべきという意見がある¹⁷。

なお、トレーラータイヤ直撃死亡事件の損害賠償責任を求める訴訟では、原告弁護士は制裁的慰謝料を請求している。この判決で裁判官は「リコール業務是正の警告を受けながら放置し続けていたことは非常に悪質で結果も重大であると言わねばならない」と事業者を厳しく戒めているが、その反面制裁的慰謝料は認めていない¹⁸。

（3）消費者庁の誕生と消費者安全法の新設

その後2007年になり福田康夫首相は、食品表示の偽装などの各種の消費者問題が発生したこ

とを踏まえ、今後は「生活者や消費者が主役となる社会」となるべきであると方針を打ち出し、同年10月1日に所信表明演説を行っている。

この時期にわが国の行政システムを揺るがす2つの製品の安全に係わる事件があったことは忘れてはならないだろう。

① こんにやくゼリー事件・・・2008年にこんにやくゼリーによる児童の死亡事故を受けて、消費者行政推進担当大臣がメーカーの会長を呼んでいるが、「警告表示の見直しなど今後の対応について説明を受けた」との新聞記事が掲載されていただけであった。大臣が事業者を呼びつけたにもかかわらず、行政上の命令を下すことができなかったわけである。つまり、行政法的には、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、食品表示法、のいずれにも違反していなかったといえる。このような縦割り行政の弊害ともいえるものにどう対処すべきかが問われた事件であったといえよう。この事件以降、官庁では法律的に空白の生じたもの（言い換えれば規制をする法律がないもの）を「すき間」案件と呼ぶようになっていく¹⁹。

② ガス瞬間湯沸器一酸化炭素中毒事件・・・2006年に経済産業省はパロマ工業製の半密閉式ガス瞬間湯沸器で一酸化炭素中毒が多数発生していることを公表している。翌月に発表された「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ」（以下、とりまとめという）によれば、過去に28件の事案があり、21名が死亡していることが判明している。この事案の原因は、安全装置であるコントロールボックスが故障しガスが点火しなくなった場合、そのコントロールボックスを迂回してガスを点火するような改造が容易にできることにあった。これを修理業者は熟知しており、多数の不正改造が行われていたようである。過去に28件もの重篤な事件がありながら、

¹⁵ 大羽宏一「製造物責任法施行から14年」『消費者庁誕生で企業対応はこう変わる』日本経済新聞出版社、p262、2009年。

¹⁶ 前掲、PLオンブズ会議資料。

¹⁷ 前掲、大羽宏一、日本経済新聞出版社。前掲、PLオンブズ会議資料。

¹⁸ 横浜地裁平成18年4月18日、判例時報1937号、123頁。

¹⁹ 前掲、大羽宏一、日本経済新聞出版社、p28～30。

この情報が集約されなかったのは経済産業省内で、3つの所管課があったことで情報が分断されていたと、とりまとめは結論付けている²⁰。行政の縦割りの問題点が浮かび上がった状況であったといえよう。なお、この事件に関して経済産業大臣は消費生活用品安全法第82条(旧法の規定)に基づき、事業者に対し重大な危害の拡大を防止するため製品の緊急回収を命じている。

そこで行政システムの欠陥ともいえる、すき間案件の解消や行政の縦割りによる弊害を防止するために、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として消費者行政を一元化する消費者庁の新設の提案がされ、福田康夫氏の考え方を容れ、2009年に消費者庁関連3法²¹が制定されている。

特にポイントとなるのは、消費者安全法(以下安全法という)の新設であり、安全法第1条は「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的としている。」としているが、これは前述した消費者基本法の第2条に明記された「消費者の安全が確保されること」に沿っているものである。この目的の実現に向けて、具体的には、内閣総理大臣による基本方針の策定、自治体による消費生活相談等の事務の実施、消費者事故の情報の集約、消費者被害の発生または拡大の防止のための措置、を行うことが定められている。

すき間案件の対応としては、安全法第40条(事業者に対する勧告及び命令)は、商品やサービスについて消費安全性を欠くことにより重大事故等²²が発生したときで、規制する法律がない場合は、内閣総理大臣は事業者に対し、点検、修理、改造、安全な使用方法の表示などの改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができるとしている。また、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、勧告を命ずることができるとしている。

次に、縦割り行政の改善のための消費者事故情報の一元化については、安全法第12条(消費者事

故等の発生に関する情報の通知)により一元的な集約を図っている。行政機関の長、知事、市町村長、国民センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し事故の概要などを通知しなければならないとしていることから、未然防止を防ぐとともに拡大防止に大きく役立つといえよう。なお、消費生活用製品安全法の対象となる製品の重大事故等については、従来は経済産業省への報告を求められていたが、安全法の新設に伴い消費者庁に一元化されている。

4、製品の安全規制などと製造物責任法の関係

(1) 製品の安全規制と製造物責任法

行政が規定している安全規制は、安全な製品として充足すべき最低基準を定めたものといえることから、民事上の製造物責任法とは目的を異にするものである。従って、行政上の安全規制を充足した製造物であっても、欠陥(通常有すべき安全性を欠いていること)がないということにはなり得ないのは明白であろう。

他方、製品が安全規制に適合していない場合は、最低限度の製品安全水準も満たしていなかったとして欠陥が強く推認されることになる²³とされている。

なお、安全規制に適合している製造物に関し、欠陥による事故が発生した場合には、国家賠償法第1条の適用が問題となり、国が賠償責任を負うことも考えられよう²⁴。

(2) 製品の改良やリコールとの関係

製造物が引き渡された時点で欠陥の存在が認められない場合は、それ以降により安全な製造物が市場に供給された場合でも製造物に欠陥が存在するという事にはならない。より安全な製造物の市場への供給という事実をもってのみ、

²⁰ 前掲、大羽宏一、日本経済新聞出版社、p31~34。

²¹ 消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、消費者安全法、の3法。

²² 重大事故等とは、消費者事故等のうち被害が重大である

ものとされる、死亡、30日以上加療を要し一定の身体障害を残す負傷、一酸素炭素中毒、である。

²³ 朝見行弘「製造物責任法」『基本法コンメンタール債権各論II』日本評論社、p161~162、2005年。

²⁴ 消費者庁消費者安全課『逐条解説・製造物責任法』(第2版)商事法務、p109、2018年。

その欠陥を認めることは、技術革新を阻害し、ひいては消費者の利益を損なうことになる可能性があるからである。

しかしながら、リコールなど事後改善措置の原因となった製造物の不具合と損害との間に相当因果関係が存在する場合、欠陥の判断にあたり総合的に勘案されることはあり得るとされている²⁵。

5、おわりに

本年は製造物責任法が施行されてから 25 年を迎えることになった。そこで製品の安全を中心的な研究テーマとする本 P L 研究学会として、わが国の製品の安全に関する法律体系と製造物責任法との関係をここに取り纏めることとした。

本稿では記述できていない課題、例えば製造物責任リスクの移転方策のあり方（特に生産物賠償責任保険の約款内容の研究²⁶）、また製品リコールの最適なあり方²⁷などについては、今後継続的に研究し、この新 P L 研究の次号以降において発表して行きたいと考えている。

²⁵ 通商産業省産業政策局消費経済課『製造物責任法の解説』通商産業調査会、p 98～105、平成 6 年。

²⁶ 先行研究としては、鴻上喜芳「生産物賠償責任保険リコール免責とリコール保険の現状と課題」新 P L 研究 2 号、P 3～10、2017 年、大羽宏一「製品事故の製造業者の責任

強化とそのリスク移転の方策」農業食料工学会誌第 82 号第 1 号、p 9～13、2020 年、がある。

²⁷ 先行研究としては、越山建彦「製品リコールについて考える」生活安全ジャーナル第 16 号、p 63～66、平成 27 年、大羽宏一「製品リコールの現状と課題」消費者情報 46 号、p 14～15、2015 年、がある。

新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第 5 号 2020 年 7 月 17 日

編集 一般社団法人 PL 研究学会 学会誌編集委員会

発行 一般社団法人 PL 研究学会

本 部 〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4

アビタシオンK 1F(TDN内)

事務局 〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28

電話:050-6865-5180 FAX:022-247-8042

©2020 一般社団法人 PL 研究学会

複写複製

転記転載 禁止：本誌を複写する場合は、当研究学会の許諾を受けて下さい。